

自動車運転代行業における損害賠償措置の概要説明について

平成25年3月8日に国土交通省から通達が発出され、「利用者の不安感払拭」と「運転代行業者における代行共済(代行保険)の契約締結義務に対する更なる意識の向上」を図るために、「利用者に対して、随伴車に講じている損害賠償措置に関する次の4つの事項を明記した書面を提示して説明するように努めること」が通知されました。

【記載事項】

- ①当該代行運転自動車(顧客車)の運行により生じた損害を賠償するために、以下の②～④の内容の共済契約または保険契約を締結している旨および当該契約は当該代行業者が運行する随伴用自動車により運転代行役務を提供する、すべての場合を対象とする旨の記載
- ②共済組合または保険会社の名称
- ③契約期間(〇〇年〇月〇日〇時から〇〇年〇月〇日〇時まで)
- ④共済契約または保険契約の内容および損害賠償額(対人、対物、対顧客車両の各損害賠償限度額)

※別添「当社の運転代行業務に係る損害賠償措置の内容」の用紙を必要部数コピーし、下の[記入例]を参考のうえ、ご利用ください。(登録車両ごとに必要です。)

| 当社の運転代行業務に係る損害賠償措置の内容 | | |
|--|---------------------------------|------------------|
| 記入例 | (社名・屋号) | J D 運転代行 |
| | (代表者名) | 山田 太郎 |
| | 富山県 公安委員会 認定番号 第 1 2 3 4 5 号 | |
| 運転代行業務の実施中に当社の従業員がお客様のお車で万が一事故を起こした場合の損害賠償措置は、以下のとおりです。 なお、当社は、当社の運行する随伴用自動車で運転代行業務を実施する場合にはすべて、当該損害賠償措置を講じております。 ご不明の点は当社従業員にお尋ねください。 | | |
| 契約共済組合名 | ジェイ・ディ共済協同組合 | |
| 共済契約期間 | 〇〇年 〇月 〇日 16時から 〇〇年 〇月 〇日 16時まで | |
| 契約の内容 | 対人賠償 | 無制限 |
| | 対物賠償 | 1億円限度(1事故につき) |
| | お客様の自動車 | 〇〇〇〇万円限度(1事故につき) |
| お客様のお車に随伴する随伴用自動車 | 登録番号等 | 補償開始日 |
| | 富山 500 か 12** | 〇〇年 〇月 〇日 |

【ご注意】

* 本組合との契約を解約された場合、または契約失効・解除となった場合には、当該書面は無効となるとともに、この用紙はお使いいただけませんのでご注意ください。